

# 用途別選定基準

## 各種キャブタイヤケーブルの電気設備技術基準による用途別選定基準

用途		適用条件	ビニルキャブタイヤケーブル	ゴムキャブタイヤケーブル				クロロブレンキャブタイヤケーブル			高圧用クロロブレンキャブタイヤケーブル		備考	
				1種	2種	3種	4種	2種	3種	4種	2種	3種		
移動用電線	屋内	300V以下	第191条	△	○	○	○	○	○	○			0.75mm <sup>2</sup> 以上	
		600V以下	第191条	△	×	○	○	○	○	○			0.75mm <sup>2</sup> 以上	
		6600V以下	第203条	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	屋側、屋外、側	600V以下	第213条	△	×	○	○	○	○	○			0.75mm <sup>2</sup> 以上	
		6600V以下	第213条	×	×	×	×	×	×	×	×	○		
	トンネル、坑道等	300V以下	第222条	△	○	○	○	○	○	○				
		600V以下	第222条	△	×	○	○	○	○	○			0.75mm <sup>2</sup> 以上	
		6600V以下	第222条	×	×	×	×	×	×	×	×	○		
	粉じんの多い場所	可燃性	600V以下	第192条	×	×	×	○	○	×	○			接続点のないこと
		可熱性	600V以下	第192条	○	×	○	○	○	○	○			接続点のないこと
	可燃性ガス等の存在する場所		600V以下	第193条	×	×	×	○	○	×	○			接続点のないこと
	燃えやすい危険な物質の存在する場所		600V以下	第194条	○	×	○	○	○	○	○			接続点のないこと
舞台、ならく、オーケストラボックスその他、人もしくは舞台装置が触れるおそれのある場所		300V以下	第196条	×	○	○	○	○	○	○				
ボーダーライトに付属するもの		300V以下	第196条	×	×	○	○	○	○	○				
プール用水中照明灯		150V以下	第234条	×	×	×	×	×	○	○	○		接続点のないこと 2mm <sup>2</sup> 以上 多心	
水中又はこれに準ずる場所の照明で、人が立ち入る恐れがない場所		150V以下	第234条	×	×	×	×	×	○	○	○		接続点のないこと 0.75mm <sup>2</sup> 以上	
アーケ溶接機	変圧器から溶接電極に至る部分	300V以下	第240条	×	×	×	×	×	○	○	○			
	変圧器から非溶接機に至る部分	300V以下	第240条	○	○	○	○	○	○	○	○			
小勢力回路		60V以下	第237条	○	○	○	○	○	○	○	○			
出退表示灯回路		60V以下	第238条	○	○	○	○	○	○	○	○			
電球用電線	屋内	300V以下	第190条	×	○	○	○	○	○	○			0.75mm <sup>2</sup> 以上	
	屋側	300V以下	第212条	×	△	△	△	△	○	○	○		0.75mm <sup>2</sup> 以上	
	屋外	300V以下	第212条	×	×	×	×	×	○	○	○		0.75mm <sup>2</sup> 以上	
	トンネル等	300V以下	第222条	×	○	○	○	○	○	○	○		0.75mm <sup>2</sup> 以上	
	ならく	300V以下	第196条	×	○	○	○	○	○	○	○			
配線	屋内	展開した場所または点検できるいんべい場所	300V以下	第187条	○	×	○	○	○	○	○			
		600V以下	×		×	×	○	○	×	○	○			
		上記以外の場所	600V以下		×	×	×	○	○	×	○	○		
	屋側屋外	展開した場所または点検できるいんべい場所	300V以下	第211条	○	×	×	×	×	○	○	○		
		600V以下	×		×	×	○	○	×	○	○			
	人が通行するトンネル	展開した場所または点検できるいんべい場所	300V以下	第219条	○	×	×	○	○	○	○			
		600V以下	×		×	×	○	○	×	○	○			
	鉱山その他坑道	展開した場所または点検できるいんべい場所	300V以下	第220条	○	×	×	○	○	○	○			
600V以下		×	×		×	○	○	×	○	○				
上記以外の場所		600V以下		×	×	×	○	○	×	○	○			